

大阪府内市町村立図書館対象 大阪府立大学総合図書館中百舌鳥 協力貸出

(2021年2月改訂)

大阪府立大学では、大阪府立図書館実施の協力貸出に参加し、総合図書館中百舌鳥所蔵資料を提供しています。協力貸出の手続き等は、大阪府立図書館のwebサイトをご参照ください。

1 貸出冊数：1館あたり10冊以内

2 貸出期間：30日間

貸出処理日から30日後（休館日の場合はその翌日）を貸出期限日として示します。

協力車による貸し出しのため、30日を越えた最初の大阪府立中央図書館の協力車運行日に返却するとご理解ください。

また、期限内であっても利用者からの返却があり次第、速やかにお返しください。

3 貸出資料

貸出できる資料は、総合図書館中百舌鳥所蔵の一般図書と音響資料（CD）です。

OPACで配架場所が「図・」で始まるものが対象です。

* 次の資料は貸出できません。

貴重図書（和装本含む）、参考図書、学生用指定図書、学生選書コーナーの図書、新入生に薦める本、新聞、雑誌、映像資料、状態の悪い図書など

* 専門図書室、研究室の所蔵資料の貸出はできません。

* 対象資料は原則として館外貸出可能ですが、状態によっては館内閲覧でお願いする場合があります。当該資料にはその旨記載してお届けします。

4 申込方法（貸出期間延長方法）

所蔵情報を確認のうえ次の様式（様式2）に記入してFAXで総合図書館中百舌鳥あてお申込みください。

[「大阪府立大学総合図書館中百舌鳥協力貸出申込票（様式2）」](#)

* 必ず大阪府立大学のホームページの『大阪府立大学蔵書検索（OPAC）』で検索を行い、総合図書館中百舌鳥の所蔵であることを確認してください。

https://opac.osakafu-u.ac.jp/opac/opac_search/

* 『大阪府 Web-OPAC 横断検索』でも同様に検索することができます。

<http://opac.osakafu-u.ac.jp/hybrid/>

協力貸出期間延長を希望される場合は、次の様式（様式4）に記入してFAXで総合図書館中百舌鳥あてお申込みください。

[「大阪府立大学総合図書館中百舌鳥協力貸出期間延長申込票（様式4）」](#)

5 搬送方法

各大阪府内市町村立図書館への搬送は、大阪府立中央図書館の協力車で行います。毎水曜日に総合図書館中百舌鳥から大阪府立中央図書館へ資料を搬送します。次の協力車運行日まで資料は大阪府立中央図書館に留め置かれます。

資料は所定の袋に入れ、大阪府立中央図書館の搬送用ケースに同梱して搬送しますので、宛名の確認をお願いします。大型本など袋で対応できない場合は、箱等に宛名を貼り付けます。資料には返却日・館名を明記します。

6 注意事項

- * 資料は丁寧に扱っていただくよう利用者に伝えてください。
- * 貸出時に資料の状態を確認しております。破損・汚損された資料は弁償していただくことがありますので、利用者からの返却時には必ず資料の状態を確認してください。
- * 資料を紛失・汚破損された場合は、すぐに総合図書館中百舌鳥にご連絡ください。同一資料での弁償、相当の代価による弁償をしていただくことがあります。